

山形県社会貢献活動促進基金実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）に係る事務取扱等に関し、山形県社会貢献活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 寄附金に関する事項

(寄附金の区分)

第2条 要綱第4条第3項に規定する基金の処分に関する希望を添えた寄附金の区分は次のとおりとする。

(1) 団体支援寄附金

第9条第1項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）が行う事業への支援を希望する寄附金

(2) テーマ希望寄附金

第3条第2号に規定する寄附者が、第4条の手続きに基づきテーマを設定する寄附金

2 前項の各号に該当しない寄附金は、山形県内の社会貢献活動を広く支援するための寄附金（以下「一般寄附金」という。）として扱うものとする。

(希望を添えることができる寄附者)

第3条 寄附金に希望を添えられる寄附者は、次のとおりとする。

(1) 団体支援寄附金の場合

1回の納入で5千円以上の寄附を行う個人又は1回の納入で5万円以上の寄附を行う法人その他団体

(2) テーマ希望寄附金の場合

1回の納入で50万円以上の寄附を行う個人又は法人その他団体

(3) 知事が特に認めた場合

(テーマ希望寄附金に係る協議)

第4条 テーマ希望寄附金を寄附しようとする個人又は法人その他の団体は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）別表に掲げる活動分野及び山形県の施策に合致する活動のうち、支援したい活動分野及び活動を選定し、テーマとして設定するものとする。

2 前項のテーマ設定に当たっては、当該個人又は法人その他の団体は、あらかじめ防災くらし安心部長に協議するものとする。

3 前項の協議があった場合、防災くらし安心部長は、テーマの適否を回答するものとする。

(希望を添えた寄附金をテーマ希望寄附金として扱う場合)

第5条 団体支援寄附金を納入した寄附者が当該寄附金の一部をテーマ希望寄附金として扱うことを希望するときは、テーマ希望寄附金として扱うものとする。

(希望を添えた寄附金を一般寄附金として扱う場合)

第5条の2 寄附金の区分にかかわらず、次の各号に該当する場合は一般寄附金として扱うものとする。

- (1) 寄附者が第3条第1号及び第2号に該当しないとき
- (2) テーマ希望寄附金を納入した寄附者が第4条第1項の協議を行わないとき、同条第2項に定める回答を受ける前に寄附金を納入したとき（ただし、防災くらし安心部長が特に認めたものを除く。）
- (3) 団体支援寄附金又はテーマ希望寄附金を納入した寄附者が当該寄附金の一部を一般寄附金として扱うことを希望するとき
- (4) 登録団体が登録を更新しないとき、又は登録を抹消されたとき
- (5) 団体支援寄附金が当該寄附のあった日から3年を経過した日の属する年度末に達したとき
- (6) テーマ希望寄附金の各テーマの残高が10万円未満となったとき

(団体支援寄附金の一部をテーマ希望寄附金又は一般寄附金として扱う場合)

第5条の3 第5条及び第5条の2第1項第3号の規定により寄附金の一部をテーマ希望寄附金又は一般寄附金として扱うことを希望するときは、山形県社会貢献活動促進基金に係る団体支援寄附金又はテーマ希望寄附金に関する申出書（様式第1-1号）により防災くらし安心部長に申し出るものとする。

2 前項の申出があった場合、防災くらし安心部長は、当該寄附金の扱いについて、山形県社会貢献活動促進基金に係る団体支援寄附金又はテーマ希望寄附金に関する通知書（様式第1-2号）により当該寄附者に通知するものとする。

(寄附金の積立時期)

第6条 寄附金の積立時期は、原則として4月、7月、10月、3月とする。

第3章 登録団体に関する事項

(登録の申請)

第7条 第16条第1項第1号の団体支援助成事業の実施団体として登録を受けようとする団体は、基金団体登録申請書（様式第2-1号）に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(申請の要件)

第8条 前条の登録の申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) NPO法に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの
 - イ 主たる事務所の所在地及びNPO法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が山形県内であること
 - ロ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること
 - ハ 申請を行う年度の直近2か年度の総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費の割合の平均が50%以上であること
 - ニ 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し、特別の利益を与えていないこと
 - ホ 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと
 - ヘ 県税及びその他の租税を滞納していないこと
 - ト 暴力団関係者の統制下にある団体でないこと

- チ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと
- リ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと
- ヌ NPO法第 29 条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）のすべてを所轄庁に提出していること

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に定める一般社団法人のうち、次のすべてを満たすもの

- イ 前号に掲げるイからリまでの要件
- ロ 営利を目的としないこと
- ハ 申請を行う年度を含めた過去 5 か年度以内に山形県内の行政機関と協働事業（補助、委託又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っている団体であること
- ニ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備している団体であること
- ホ NPO法第 2 条第 2 項第 2 号に該当する団体であること
- ヘ NPO法第 12 条第 1 項第 3 号のイ及びロに該当しないこと
- ト 団体の役員がNPO法第 20 条各号に該当しないこと
- チ NPO法第 21 条の規定を満たしていること

(3) NPO法人及び一般社団法人以外の特定非営利活動を主たる目的とする任意のボランティア団体（以下「各種団体」という。）のうち、次のすべてを満たすもの

- イ 第 1 号に掲げるイからリまでの要件
- ロ 営利を目的としないこと
- ハ 申請を行う年度を含めた過去 5 か年度以内に山形県内の行政機関と協働事業（補助、委託又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っている団体であること
- ニ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備している団体であること
- ホ NPO法第 2 条第 2 項第 2 号に該当する団体であること
- ヘ NPO法第 12 条第 1 項第 3 号のイ及びロに該当しないこと
- ト 団体の役員がNPO法第 20 条各号に該当しないこと
- チ NPO法第 21 条の規定を満たしていること

(4) 特定非営利活動を行うために、第 1 号から第 3 号により登録された団体が連合して構成した団体（以下「連合体」という。）のうち、次のすべてを満たすもの

- イ 主たる事務所の所在地及びNPO法第 2 条第 1 項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が山形県内であること
- ロ 組織の運営に関する規則（定款、規約等）、予算及び決算書類を整備していること

（登録の審査及び決定）

第 9 条 知事は、第 7 条の申請を受理したときは、別に定める審査基準に基づき審査を行い、登録の適否を決定する。

2 知事は、前項の規定により団体を登録することを決定したとき又は登録しないことを決定したときは、基金団体登録審査結果通知書（様式第 6 号）により当該団体に通知するものとする

る。

(登録の期間)

第10条 登録の有効期間は、前条第2項の規定による通知のあった日の含まれる年度の翌々年度末までとする。

2 前項の有効期間満了後、引き続き登録を受けようとする団体は、この要領の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。なお、この場合の登録申請の提出期限は知事が別に定めることとし、継続して登録する際の有効期間は、従前の有効期間満了の日の翌日から3年とする。

(登録の変更)

第11条 登録団体は、第7条の申請書類の内容に変更があったときは、基金団体登録変更届(様式第7号)に、変更後の書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第12条 登録団体(NPO法人を除く)は、登録の翌年度から毎年度、各団体の事業年度の最終日から3月以内に、次の書類を知事に提出しなければならない。

- イ 前年度の活動報告書又はこれに準ずるもの
- ロ 前年度の貸借対照表及び活動計算書又はこれに準ずるもの
- ハ 最新の役員名簿

(登録の抹消)

第13条 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第8条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき
- (3) 基金の信用を傷つける行為をしたとき
- (4) 当該団体から登録抹消の申し出があったとき
- (5) その他知事が特に必要があると認めるとき

(調査)

第14条 知事は、第7条の規定による申請を行う団体又は登録団体に対して、当該団体の承諾を得て、第9条第1項の規定による登録の適否の決定又は前条の登録の抹消に関して必要な調査をすることができる。

(書類の公開)

第15条 知事及び登録団体は、第7条の申請書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに公開するなど当該団体の活動内容等を広く周知するものとする。

2 ホームページのほか、前項の閲覧を行う場所及び時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 知事 防災くらし安心部消費生活・地域安全課
月曜日から金曜日(祝日及び12月29日~1月3日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 登録団体 団体の事務所又は団体が指定する場所、団体が指定する時間

第4章 助成事業(NPO活動促進事業等)に関する事項

(助成対象事業)

第16条 助成金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

(1) 団体支援助成事業 登録団体が企画実施する事業

(2) 協働助成事業

イ 一般型

県政課題の解決を図るため、次条第2号の団体が企画実施する事業

ロ テーマ希望型

寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき、次条第2号の団体が企画実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、協働助成事業について、国、県又は市町村の他の事業により補助又は委託を受けている場合又は受ける見込みがある場合は助成対象事業としない。

(助成対象団体)

第17条 助成金の交付の対象となる団体は、次の団体とする。

(1) 団体支援助成事業 登録団体

(2) 協働助成事業

イ 第9条の規定に基づき登録された団体

ロ 次に掲げる要件のすべてを満たすNPO法人、一般社団法人及び任意のボランティア団体

(イ) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であり、県内で原則1年以上にわたり継続的に活動していること

(ロ) 主たる事務所の所在地及び特定非営利活動を行う主たる区域が山形県内であること

(ハ) 組織の運営に関する規則(定款、規約等)、予算及び決算書類を整備していること

(ニ) 県税及びその他の租税を滞納していないこと

(ホ) NPO法第2条第2項第2号に該当すること

(ヘ) NPO法第12条第1項第3号のイ及びロ並びに暴力団関係者の統制下にある団体に該当しないこと

(ト) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

(チ) 団体の役員が、NPO法第20条各号及び暴力団関係者に該当しないこと

(情報公開等)

第18条 助成金の交付を受けて事業を実施した団体(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報誌等により、広く県民に情報公開しなければならない。

2 助成事業者は、知事が助成事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(その他)

第19条 助成事業を行おうとする者は、この要領のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号)及びNPO活動促進事業に係る助成金の交付のため別に定める要綱の規定に従わねばならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月27日から施行する。

山形県社会貢献活動促進基金実施要領運用基準

- 1 この運用基準は、山形県社会貢献活動促進基金実施要領（以下「要領」という。）を運用するため、具体的な基準を定めるものとする。
- 2 要領第8条第1号ト及びチ並びに第17条第2号ロ（へ）及び（チ）に定める「暴力団関係者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - （1）自己、所属団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団の構成員等を利用する等している者
 - （2）暴力団又は暴力団の構成員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - （3）暴力団又は暴力団の構成員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

附 則

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

山形県防災くらし安心部長 殿

申出者 住所
団体名
代表者職氏名

山形県社会貢献活動促進基金に係る団体支援寄附金（又はテーマ希望寄附金）に関する申出書

山形県社会貢献活動促進基金に納入した下記の寄附金について、その一部をテーマ希望寄附金（又は一般寄附金）として扱うことを希望しますので、山形県社会貢献活動促進基金寄附金取扱要領第4条第1項の規定により申し出ます。

記

- 1 寄附の際に事業への支援を希望した登録団体（又はテーマ）
- 2 テーマ希望寄附金（又は一般寄附金）として扱うことを希望する金額

様

山形県防災くらし安心部長

山形県社会貢献活動促進基金に係る団体支援寄附金（又はテーマ希望寄附金）に関する通知書

令和 年 月 日付で申出のあったこのことについて、下記の寄附金をテーマ希望寄附金（又は一般寄附金）として扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 寄附の際に事業への支援を希望した登録団体（又はテーマ）
- 2 金額

山形県知事 殿

申請者 団体名
主たる事務所の住所
代表者職氏名

山形県社会貢献活動促進基金 団体登録申請書

山形県社会貢献活動促進基金の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。

【添付書類】

◎全団体

- 団体概要書（様式2-2号）
- 団体目的等についての確認書（様式第3号）
- 団体の役員名簿（様式第5号）
- 活動写真や活動状況を紹介した記事、団体広報誌など活動内容の分かるもの（A4版片面3枚まで）

○NPO法人の場合

- NPO法第29条に基づき、毎年1回所轄庁へ提出する次の書類の写し（ただし、申請時において既に県に提出している場合は添付不要）
 - ①直近2か年度の事業報告書、貸借対照表、活動計算書
 - ②社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類

○一般社団法人及び各種団体の場合

- 山形県内の行政機関との協働事業における契約書又は交付決定通知書の写し等
- 団体の規約等
- 直近2か年度の活動報告書及び活動計算書又はこれに準ずるもの（ただし、申請時において既に県に提出している場合は添付不要）
- 団体役員に関し、成年被後見人等に該当しないことについての確認書（様式第4号）
- 団体の会員名簿

○連合体の場合

- 団体の規約又はこれに準ずるもの
- 団体の構成団体名簿

団体概要書

(その1)

団 体 名	(ふりがな)	団体の種別 (○をつける)	NPO法人 一般社団法人 各種団体 連合体
主たる事務 所の所在地	〒	連 電 話 絡 話 先 F A X e メール	
代 表 者 職・氏名	(ふりがな)	会 員 数 等	個人会員数 人 団体会員数 団体 賛助会員数 人 専従職員数 人
設 立 年 月 (活動開始年月)	年 月	(NPO法人の場合) 認 証 (認 定) 年 月	年 月
団 体 の 設 立 目 的			
活 動 分 野	※下記「活動分野」から1つずつ選択 【主たる分野】 【従たる分野】	主 な 活 動 地 域	

これまでの 活動実績	(主なもの) ※活動年月・活動内容がわかるように箇条書きで記載してください。
	(行政、企業、他団体との協働実績) ※活動年月・活動内容・協働相手がわかるように箇条書きで記載してください。
※直近5か年の主 な活動実績を記載 してください	
事 業 年 度	月 日 から 月 日
ホームページ	有 (URL :) / 無
機 関 紙	有 (名称 :) / 無

○活動分野

1 保健・医療・福祉	8 災害救援	15 科学技術の振興
2 社会教育	9 地域安全	16 経済活動の活性化
3 まちづくり	10 人権擁護・平和の推進	17 職業能力開発・雇用機会拡充
4 観光の振興	11 国際協力	18 消費者の保護
5 農山漁村・中山間地域の振興	12 男女共同参画社会の形成	19 市民活動支援
6 学術・文化・芸術・スポーツ振興	13 子どもの健全育成	20 その他
7 環境の保全	14 情報化社会の発展	

◆寄附者へのPR◆

(その2)

寄附を受けて取り組みたい事業の概要	※どのような課題解決のために、どのような事業を行いたいのか分かり易く記載してください。
県民・企業へのPR	※県民・企業に向け、団体をPRするメッセージを記載してください。

この申請書に記載している事項に間違いはありません。

また、当団体は、山形県社会貢献活動促進基金実施要領第8条に規定する申請団体の要件を満たしています。

令和 年 月 日

団体名
代表者職氏名

団体目的等についての確認書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団体名

代表者職氏名

当団体は、下記のいずれの事項にも該当することをここに確約します。

なお、県において下記の事項について疑義ある場合は、別途必要な報告をいたします。

記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- 3 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 4 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し特別の利益を与えていないこと
- 5 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないこと又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれるものでないこと
- 7 県税及びその他の租税を滞納していないこと
- 8 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
- 9 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと
- 10 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

成年被後見人等に該当しないことについての確認書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団体名
代表者職氏名

当団体の役員は以下のとおりであり、全役員が、特定非営利活動促進法第20条各号及び暴力団関係者に該当しないことを確認しました。

役職名	氏名 (ふりがな)

(注) 証明書類の添付は不要です。

(参考) 特定非営利活動促進法第20条

<p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 成年被後見人又は被保佐人2 破産者で復権を得ないもの3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者5 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者6 法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

番 号
令和 年 月 日

様

山形県知事

山形県社会貢献活動促進基金団体登録審査結果通知書

令和 年 月 日に申請のありました、山形県社会貢献活動促進基金の助成対象団体の登録について、貴団体を下記のとおり登録しましたので通知します。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

記

- 1 登録期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 留意事項

(1) この団体登録は、山形県社会貢献活動促進基金を活用した助成金の対象団体として登録するものであり、助成金の交付を約束するものではありません。また、他のNPO法人との間に優劣を付けるものではありません。

(2) 登録期間内は、登録申請書(様式第2-1号)のほか申請時に提出した書類を、貴団体の事務所等に閲覧用に設置してください。また、ホームページへの掲載などにより活動内容等を積極的に公開してください。(要領第18条)

(3) 寄附の有無に関わらず、毎年度、事業報告書等を提出してください。(要領第12条)

(4) 登録は、再申請により更新することができます。(要領第10条)

※ 詳細は、別添「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」でご確認ください。

(登録しないことを決定した場合は、上記の下線部について次のとおり記載するものとし、以下の記載は削除するものとする。)

貴団体を登録しないことに決定しましたので通知します。

(様式第7号)

山形県社会貢献活動促進基金 団体登録変更届

山形県知事 殿

		令和	年	月	日
団 体 名					
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〒				
代 表 者 職 ・ 氏 名					

令和 年 月 日付け 第 号で団体登録の決定を受けましたが、次のとおり、登録内容に変更が生じたので届け出ます。

変 更 内 容	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日